

# 第1 国際化の推進

## I 基本的な考え方

### これまでの取り組みと課題

外国籍市民が暮らしやすいまちづくりは、同時にあらゆる市民にとって暮らしやすいまちとの視点に立って、さまざまな施策を展開してきました。地域からの国際化をめざし、市民自らが国際交流の担い手となり、国際化に対する意識を高める取り組みでは、平成8年に財団法人化された三鷹国際交流協会が中心となり、国際交流事業、多文化理解に関する事業、外国籍市民が安全で安心して日常生活を送れるように支援する事業を行ってきました。外国籍市民に対する情報提供の面では、相談事業、ホームページを含む広報の充実を図ってきました。昨今のインターネットの急速な普及に伴い、情報収集、情報発信が容易にできる時代にあつては、大量の情報をいかに選別し、適切で正確な情報発信ができるかが今後の課題といえます。

### 施策の方向

市における外国人登録者数は、3,000人前後で推移しているものの、世界中の人々がインターネット等を通じて相互に交流ができる現代にあつては、国際化は今後ますます進んでいくと考えられます。このような世界的な大きな流れを理解し、地球規模で物事を考えていくための啓発講座等は引き続き実施していくとともに、一方で、地域で暮らし、活動している外国籍市民の日常生活面でのサポートをしていくことも、今後は必要性が増してくると考えられます。そのために多言語による情報発信、災害時・緊急時における情報提供、外国籍市民からの意見・提案等の施策への反映などを、地域に根差した国際化の一環としてとらえ、三鷹国際交流協会をはじめとする市内の関連団体と連携を図りながら取り組みを進めます。

## II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
英語版ホームページの アクセス件数	34,677件	40,000件	45,000件	50,000件

平成13年11月に開設した英語版ホームページは、平成15年9月に新着情報として毎月発行の英語版広報紙（Mitaka City News）の内容掲載を開始し、平成21年3月にはリニューアルを行い、新たに中国語版と韓国語版ホームページを開設しました。今後もさらなる内容の充実やウェブアクセシビリティ（注1）の向上を図り、生活に役立つ情報を提供して外国籍市民等の三鷹での生活を支援していきます。

（注1）ウェブアクセシビリティ：Webを利用するすべての人が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、Webで提供されている情報に問題なくアクセスし、コンテンツや機能を利用できることです。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
通訳・翻訳ボランティア登録者数	142人	150人	160人	170人

外国籍市民等（注2）が、日本語の理解に支障があるという理由で市の行政サービス等を受けにくい状況を減らすために、ボランティアによる通訳・翻訳サービスの提供を通じて支援を行います。緊急時や多言語でのサポートに対応できる人財の確保を図るため、ボランティアの登録者数の向上をめざします。

（注2）この計画中における「外国籍市民等」は、外国籍の市民のほか、帰国児童・生徒など日本国籍を有していても言語や文化の違いによりコミュニケーションがとりづらい市民も広く含めた表現です。

### Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

#### 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、講座やイベント等を通じて、国際化や多文化共生についての理解を深めます。
- 事業者は、外国籍市民や海外からの観光客等にとってわかりやすい情報提供等に努めます。
- 事業者・関係団体等は、三鷹国際交流協会を中心とし、外国籍市民の日常生活面でのサポートや多文化共生理解等に関する啓発講座の開催に努めます。

#### 市の役割

- 市は、外国籍市民が日常生活を送る上で必要な情報提供に努めます。
- 市は、災害・緊急時に外国籍市民が安全で安心して暮らせるような情報提供及び関連団体等との連携強化に努めます。
- 市は、外国籍市民の意見等を市の施策にできるだけ反映させるように努めます。
- 市は、三鷹国際交流協会との情報共有に努め、市内の総合的な国際化の推進を図ります。

### Ⅳ 施策・主な事業の体系

【主要】：主要事業    【推進】：推進事業

#### 1 外国籍市民等相談事業の実施

(1) 外国籍市民等相談事業の実施		①「外国人相談事業」の実施
		②関係機関・関係団体等との連携

#### 2 地球市民意識の醸成

(1) 地球市民意識の醸成		①地球市民意識の醸成
		②国際理解推進事業の拡充
(2) 国際化に対応する教育の推進	【推進】	①多文化理解教育(国際理解教育を含む)の実施
		②語学教育の充実
(3) 平和教育・平和事業の充実		①平和教育・平和事業の充実
		▶「第1部-第2 平和・人権施策の推進」参照

#### 3 国際交流活動の推進

(1) 国際交流活動の推進		①市民主体の国際交流事業の実施
		②地域における多文化共生活動のための活動支援(住民協議会)
		③留学生に対する支援
		④国際交流基金の活用による国際交流事業の推進

#### 4 海外自治体等との交流の推進

(1) 海外自治体等との交流の推進		①海外自治体等との連携及び国際交流の推進
-------------------	--	----------------------

#### 5 外国籍市民等にも暮らしやすいまちづくりの推進

(1) 情報提供施策等の充実	【主要】	①多言語による情報提供施策の充実
	【推進】	②英語版等のホームページの充実
	【推進】	③住民基本台帳法等の一部改正に伴う「外国人住民」に対する行政サービスの向上
		④窓口サービス等での情報提供の積極的推進
		⑤在日外国人高齢者・障がい者等への福祉給付金等の支援

(2)	サポートネットワークづくり	主要	①外国籍市民・児童・生徒等への支援
		主要	②帰国児童・生徒への支援の拡充
		主要	③通訳・翻訳ボランティアサービス制度の拡充
(3)	災害時・緊急時の対応の強化	主要	①外国籍市民等への防災情報の提供
		主要	②災害時・緊急時における三鷹国際交流協会の情報拠点化
		主要	③防災ボランティアの組織化
		主要	④災害時・緊急時対応のための広域的な連携

## 6 国際化に対応する市政の展開

(1)	まちづくりへの参加の促進	主要	①みたか国際化円卓会議の開催と市政への反映
			②外国籍市民等の地域活動参加への支援
(2)	推進体制の整備	主要	①三鷹国際交流協会との連携強化
			②庁内推進連絡会議の実施及び関係機関等との連携の検討

## V 主要事業

### ◆5-(1)-① 多言語による情報提供施策の充実(外国語版生活ガイドの発行)

外国籍市民等が暮らしやすいまちにしていくため、外国籍市民等に保障されている権利、行政サービス、防災情報、医療情報などが確実に提供されるよう、外国語版生活ガイドを定期的に発行するとともに、使用言語、提供内容、提供方法等について検討し、充実を図ります。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
多言語による情報提供 施策の充実 (外国語版生活ガイドの発行)	更新・発行			発 行		発 行 (平成30年)	

### ◆5-(2)-① 外国籍市民・児童・生徒等への支援

### ◆5-(2)-② 帰国児童・生徒への支援の拡充

### ◆5-(2)-③ 通訳・翻訳ボランティアサービス制度の拡充

外国籍市民・児童・生徒や帰国児童等が、日常生活や学校生活を送る上で言語による支障をきたさないよう、三鷹国際交流協会及び教育委員会と協力し、日本語学習及び教科学習の支援を推進するとともに、大学等と連携した外国籍市民等の支援の取り組みを検討します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
外国籍市民・児童・生 徒等への支援	実 施	実 施	—————→				

### ◆5-(3)-① 外国籍市民等への防災情報の提供

### ◆5-(3)-② 災害時・緊急時における三鷹国際交流協会の情報拠点化

### ◆5-(3)-③ 防災ボランティアの組織化

### ◆5-(3)-④ 災害時・緊急時対応のための広域的な連携

平成16年1月に市と三鷹国際交流協会の間で締結した防災パートナーシップ協定に基づき、災害等発生時における外国籍市民等の安全と安心を確保するため、国際交流センターの防災拠点としての機能強化と、通訳・翻訳ボランティアの組織化を図ります。また、防災ボランティアの災害時等の対応に向けた訓練等への参加を推進します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前期				中期 (27～30)	後期 (31～34)
		23	24	25	26		
災害時・緊急時における三鷹国際交流協会の情報拠点化	実施	実施					

◆6-(1)-① **みたか国際化円卓会議の開催と市政への反映**

市の国際化についてのさまざまな課題と解決策について、外国籍市民等が話し合い、市政に反映させていく仕組みとして、みたか国際化円卓会議を開催し、多文化理解を進めながら、地域からの国際化に取り組みます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前期				中期 (27～30)	後期 (31～34)
		23	24	25	26		
みたか国際化円卓会議の開催と市政への反映	充実	充実					

◆6-(2)-① **三鷹国際交流協会との連携強化**

三鷹国際交流協会は、平成24年度に公益財団法人へ移行します。その趣旨と目的に沿い、市内外国籍市民等の生活・教育支援及び災害時・緊急時支援など、市の関係部署と連携を図りながら事業の推進を図ります。

	計画期間 (平成34年)の目標	前期				中期 (27～30)	後期 (31～34)
		23	24	25	26		
三鷹国際交流協会との連携強化	連携強化	推進					

**Ⅵ 推進事業**

◆2-(2)-① **多文化理解教育(国際理解教育を含む)の実施**

児童・生徒に自国の文化と外国の文化双方を理解させるとともに、外国籍児童・生徒等の背景にある文化を学び合う視点も取り入れ、コミュニケーション能力の育成を図るため、学校教育における多文化理解教育を拡充します。

◆5-(1)-② **英語版等のホームページの充実**

外国籍市民等が暮らしやすいまちにしていけるため、ウェブアクセシビリティに配慮した英語版等のホームページの充実を図ります。また、英語版広報紙(Mitaka City News)の紙面充実に努めます。

◆5-(1)-③ **住民基本台帳法等の一部改正に伴う「外国人住民」に対する行政サービスの向上**

平成24年7月の住民基本台帳法等の一部改正により「外国人住民」も日本人と同様に住民基本台帳の適用対象となるため、円滑な移行並びに各種行政サービスの手続き等の簡素化及び利便性の向上に向けた取り組みを進めます。



三鷹国際交流フェスティバル

## I 基本的な考え方

### これまでの取り組みと課題

市はこれまで、「世界連邦都市宣言」、「非核都市宣言」、「三鷹市における平和施策の推進に関する条例」を制定し、その趣旨に基づき非核・平和関連事業を進めてきました。平和・人権意識の醸成については、東京都平和の日を記念してこれまで実施してきた「平和映画祭」を平成22年度に見直し、「東京空襲パネル展」を開催するなど、啓発に取り組むとともに、子どもの人権尊重という視点からは、子どもへの暴力防止プログラム「CAP (Child Assault Prevention) ワークショップ」に取り組んでいます。また、憲法記念事業としては、毎年「憲法を記念する市民のつどい」及び「市民憲法講座」を開催し、普段、憲法について考える機会の少ない市民向けに、改めて考える機会を提供するなど、取り組みを継続しています。

今後も、単に戦争や紛争といった直接的暴力がない状況をめざすだけでなく、貧困・飢餓・環境・南北問題など、地球的規模の課題や問題にも目を向け、積極的平和の視点に立った平和・人権意識の醸成を図ることが重要な課題です。

### 施策の方向

平和は、人類すべての共通の願いであり、市の基本構想の基本理念の中でも「平和の希求」を明確に位置付けています。市では、積極的平和の視点に立ち、異なる国や文化、歴史等を理解し認め合う地球市民としての自覚を育むため、地球市民講座等の事業を推進していきます。戦後65年が過ぎた今、戦争の記憶を風化させることなく、次世代へと継承していくため、市内の関連団体等と協働で、平和関連事業を推進していきます。また、子ども、高齢者、障がい者、外国籍市民等に対する差別、いじめ、虐待等の解消に向け、広く人権意識を啓発していくとともに、相談事業についても積極的に広報していくなど、取り組みを進めます。

## II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
平和推進関連事業の参加者数	2,665人	2,900人	3,100人	3,300人

平和祈念式典、平和展、地球市民講座、東京空襲パネル展、憲法を記念する市民のつどいなどの平和推進関連事業への参加者数です。市で実施する事業等については、積極的平和(注1)及び地球市民(注2)としての視点から、草の根の広がりのある取り組みをめざし、市民や関連団体等と協働で進めます。

(注1) 積極的平和：平和を、単に戦争などの直接的暴力がない状態だけでなく、構造的暴力のもとで引き起こされる環境・差別・難民・経済格差などの諸問題を含めて広義にとらえる考え方。

(注2) 地球市民：異なる人種・民族・文化・歴史などを尊重し理解し合い、同じ地球上に住む一人の人間としてお互いを認め合う意識を持つ人々を指す。

## III 施策展開における協働と役割分担

### 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、啓発事業等を通じて、積極的平和や地球市民といった広義の意味での平和について理解を深めます。
- 事業者・関係団体等は、機会をとらえて平和関連事業に参加するとともに、平和に関する理解を深めます。

## 市の役割

- 市は、積極的平和や地球市民といった広義の意味での平和についての普及・啓発に努めます。
- 市は、事業等を通じて戦争の記憶が風化されず に、次世代へ引き継がれるように努めます。
- 市は、国や東京都と協力しながら、人権意識の啓発に努めます。

## Ⅳ 施策・主な事業の体系

【主要】：主要事業 【推進】：推進事業

### 1 平和意識の醸成

(1)	「三鷹市における平和施策の推進に関する条例」に基づく平和施策の推進		①「三鷹市における平和施策の推進に関する条例」に基づく平和施策の推進
(2)	平和教育・平和事業の充実	【主要】	①三鷹ネットワーク大学推進機構との協働の推進 ▶「第7部-第1 生涯学習の推進」参照 ②教育資料の作成(教員用・生徒用、既存資料を含む。)
(3)	地球市民意識の醸成		①地球市民意識の醸成 ▶「第1部-第1 国際化の推進」参照
(4)	地球環境に関する意識の醸成		①環境学習・啓発の推進 ▶「第4部-第1 環境保全の推進」参照

### 2 人権意識の啓発

(1)	人権意識の総合的啓発	【主要】	①人権意識の総合的啓発 ②心のバリアフリーの推進 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照 ③人権教育の充実
(2)	人権を尊重する男女平等意識の醸成		①人権を尊重する男女平等意識の醸成 ▶「第1部-第3 男女平等社会の実現」参照
(3)	障がい者の人権尊重	【推進】	①権利擁護センターみたかの運営の充実 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
(4)	外国籍市民等の人権尊重		①地球市民意識の醸成 ▶「第1部-第1 国際化の推進」参照
(5)	高齢者の人権尊重	【主要】	①「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進 ▶「第5部-第2 高齢者福祉の充実」参照
		【推進】	②権利擁護センターみたかの運営の充実 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
(6)	子どもの人権尊重	【主要】	①子ども自身の力を高めるプログラム(CAP(注3)ワークショップ)の普及
		【推進】	②「三鷹子ども憲章」に基づく子ども施策の推進 ▶「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照

### 3 平和事業の推進

(1)	平和基金の活用		①平和基金の活用による平和事業の積極的展開
(2)	平和事業の推進	【主要】	①積極的平和事業の推進
		【推進】	②平和展、平和資料の保管・展示・貸出
		【推進】	③市内の戦争遺跡の記録と紹介
			④語り継ぐ体験事業の充実
			⑤憲法施行記念事業の実施

(2)	平和事業の推進	⑥戦没者追悼式並びに平和祈念式典の実施
		⑦平和情報コーナーの充実
(3)	平和活動への支援	①住民協議会などの平和事業への協力
		②世界連邦運動協会活動への支援

#### 4 平和交流の推進

(1)	自治体間での平和交流の推進	①国内外のNPO・NGO、自治体との連携・協力の推進
		②非核宣言自治体連絡協議会及び平和市長会議との連携・協力の推進
(2)	国際交流活動の推進	①国際交流活動の推進 ▶「第1部-第1 国際化の推進」参照

(注3) CAP : Child Assault Prevention (子どもへの暴力防止) の略で、子どもがいじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力といったさまざまな暴力に遭った時にどう対処できるかを教える教育プログラム。

### V 主要事業

#### ◆2-(1)-① 人権意識の総合的啓発

#### ◆2-(6)-① 子ども自身の力を高めるプログラム(CAPワークショップ)の普及

すべての人の基本的人権が尊重され、あらゆる差別を解消することは、平和・人権のまちづくりの基本原則です。子どもの人権についての取り組みとして、子ども自らが暴力から身を守るための教育プログラム(CAP)の普及・啓発に取り組みます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
子ども自身の力を高めるプログラム(CAPワークショップ)の普及	実 施	実施	→				

#### ◆3-(2)-① 積極的平和事業の推進

非核都市宣言及び平和条例の趣旨に基づき、地球的視野に立ち、環境・差別・飢餓・南北格差等の問題を含めた、積極的平和の実現に向けた取り組みを推進します。地球市民講座や平和カレンダーの作成等を通じて、平和意識の醸成を図ります。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
積極的平和事業の推進	推 進	推進	→				

### VI 推進事業

#### ◆3-(2)-② 平和展、平和資料の保管・展示・貸出

#### ◆3-(2)-③ 市内の戦争遺跡の記録と紹介

市で所蔵する平和関連パネル及びビデオを、市が展示・上映するだけでなく、希望する市民や市民団体等への年間を通じて貸し出しを行うことで、草の根の平和施策の推進を図ります。また、8月の平和強調月間における平和展、3月の「東京都平和の日」に因んだパネル展及び市内の戦争遺跡を巡るフィールドワーク等の実施を通じて、幅広く平和意識の醸成に努めます。

# 第 3 男女平等社会の実現

## I 基本的な考え方

### これまでの取り組みと課題

市では、昭和60年に「婦人行動計画」、昭和63年に「女性憲章」、平成4年に「女性行動計画」、平成15年に「男女平等行動計画」を策定し、男女平等参画施策に取り組んできました。そして平成18年には、行動計画の法的な根拠となる「男女平等参画条例」が制定され、条例の趣旨に基づき事業等を展開しています。また、昭和56年に女性の地位向上と男女平等社会の実現をめざして発足した市民団体「女性問題懇談会」とは、多くの事業を協働で実施してきています。意識啓発については、平成5年に創刊した「コーヒー入れて!」を中心として、幅広い読者層を対象に発行を続けています。今後は、配偶者等からの暴力防止、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての啓発に市が率先して取り組むとともに、男女平等施策を推進するための女性センター機能の拡充とさらなる活性化に向けた取り組みを進めることが課題といえます。

### 施策の方向

性別に関わらず個人としてだれもが尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる男女平等参画社会の実現は、女性だけでなく、男性にとっても生きやすい社会をつくることにつながる重要な課題です。配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）等は人権侵害であると十分に認識し、人権尊重の立場に立った男女平等意識の醸成に努めます。また一人ひとりのライフスタイルやライフステージ（注1）に応じた生活や生き方を支援しながら、仕事・家庭・地域でのバランスのとれたワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発事業の取り組みを進めます。総合的な男女平等施策の推進を図るための女性センター機能の拡充とさらなる活性化についても検討するとともに、新たな行動計画を進めるにあたっては、庁内の連携を図りつつ、女性問題懇談会を中心とした市内の関連団体と協働で、事業を展開します。また、男女の生涯を通じた健康支援では、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）（注2）の視点に基づいた施策・事業の推進に努めます。

（注1）ライフステージ：人間の一生を乳幼児期・児童期・青年期・壮年期・高齢期などと分けた、それぞれの段階のことです。

（注2）リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議で国際的承認を得た考え方で、女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のことです。

## II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
市の行政委員会・審議会等における女性委員の割合	38.8%	42%	46%	50%

市の行政委員会・審議会等の委員全体に占める女性委員の割合です。平成18年3月に定めた「市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」に基づき、また、男女平等参画条例の趣旨を踏まえ、男女比率の均衡が図られるよう、積極的な格差是正をめざします。



### Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

#### 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、男女平等参画に関する啓発を通じて、男女平等参画社会の実現が日本の社会全体において必要であるとの認識を深めます。
- 事業者・関係団体等は、職場・地域・学校等における性別による差別がなくなるように努めます。

#### 市の役割

- 市は、男女平等参画に関する意識啓発事業を実施します。
- 市は、配偶者等からの暴力やセクハラ等に対し、専門家、国や東京都の関係団体、市の関係部署と連携を図りながら、相談事業の充実を図ります。
- 市は、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発に取り組みます。
- 市は、行動計画の進捗状況を毎年度把握し、男女平等参画審議会に報告し、意見等をいただきながら、施策へのフィードバックに努めます。
- 市は、市内の男女平等参画を進める団体に対して、情報提供を行います。
- 市は、市内の男女平等参画を進めるための女性センター機能の拡充とさらなる活性化に努めます。
- 市は、市の審議会等の男女比率の均衡に努めます。

### Ⅳ 施策・主な事業の体系

【主要】：主要事業 【推進】：推進事業

#### 1 条例・計画の推進

(1)	「男女平等参画条例」の普及・啓発	【推進】	①「男女平等参画条例」の普及・啓発に向けた取り組みの推進
(2)	「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」の策定と推進	【主要】	①「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」の策定と推進

#### 2 相談体制の充実

(1)	男女平等参画相談員制度の活用		①男女平等参画相談員制度の活用
(2)	女性のためのこころの相談の活用	【推進】	①女性のためのこころの相談の活用

#### 3 人権を尊重する男女平等意識の醸成

(1)	人権尊重の視点に立った男女平等意識の醸成		①固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行等の見直しと男女平等意識の醸成
			②男女平等教育等の充実
			③教職員の意識改革の推進
(2)	人権としての性の尊重		①人権としての性の尊重の普及・啓発
			②性の商品化への主体的で適切な判断力と批判力の形成
(3)	配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）とセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）等の防止	【主要】	①配偶者等からの暴力を容認しない風土づくりをめざした啓発事業の実施
		【主要】	②セクハラ等を容認しない風土づくりをめざした啓発事業の実施

#### 4 あらゆる分野・世代における男女平等参画の推進

(1)	政策形成過程への女性の参画推進	【推進】	①行政委員会・審議会等における男女比率の均衡に向けた取り組みの推進
			②男女平等参画人財リストの活用

(2)	仕事と家庭・地域生活の調和のとれた社会の実現	主要	①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発事業の実施
			②活動時間、運営方法等に対する配慮
(3)	国際交流・平和活動における男女平等参画の視点の導入		①「開発と女性」の視点に立った国際・平和関連事業の実施
(4)	男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進	推進	①男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進

## 5 就労の場における男女平等参画の推進

(1)	就労の場における男女平等参画の推進		①男女平等参画関連情報の市内事業者等への提供及び啓発の実施
(2)	市の率先行動		①積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の実施
			②ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの実施
			③男女平等参画意識を醸成する啓発活動の実施
			④多様な働き方の推進
(3)	多様な働き方を推進するための支援		①積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進
			②男女平等参画意識を促す啓発活動の実施

## 6 生涯を通じた男女の健康づくり支援

(1)	男女の生涯を通じた健康支援		①男女の生涯を通じた健康支援
			②母と子の健康づくりの推進 ▶「第6部-第2 子育て支援の充実」参照

## 7 男女平等参画を支える社会づくり

(1)	子育て支援の充実		①子育て支援の充実 ▶「第6部-第2 子育て支援の充実」参照
(2)	介護保険事業の充実		①介護保険制度の円滑な運営 ▶「第5部-第2 高齢者福祉の充実」参照
(3)	高齢者・障がい者・ひとり親家庭への支援		①在宅生活の支援・推進 ▶「第5部-第2 高齢者福祉の充実」参照
			②地域における自立生活の支援 ▶「第5部-第3 障がい者福祉の充実」参照
			③ひとり親家庭の支援 ▶「第6部-第2 子育て支援の充実」参照

## 8 推進体制の整備

(1)	女性センター機能の拡充とさらなる活性化の検討	推進	①女性センター機能の拡充とさらなる活性化の検討
(2)	推進体制の整備	主要	①男女平等参画審議会の利活用
		推進	②庁内における推進連絡会議の定期的な開催
			③市民・市民団体等との協働による推進
			④国・東京都への要望

## V 主要事業

### ◆1-(2)-② 「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」の策定と推進

#### ◆8-(2)-① 男女平等参画審議会の利活用

男女平等参画条例の基本理念と目的に基づき、総合的かつ計画的に男女平等参画施策を進めるための行動計画を、平成23年度に新たに策定し、市、市民及び事業者等と協働で推進します。また、男女平等参画条例に基づき設置された男女平等参画審議会を積極的に利活用することにより、専門家や市民の立場からの意見・助言を取り入れていきます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」の策定と推進	策定、推進	策定	推進	→			

### ◆3-(3)-① 配偶者等からの暴力を容認しない風土づくりをめざした啓発事業の実施

#### ◆3-(3)-② セクハラ等を容認しない風土づくりをめざした啓発事業の実施

配偶者等からの暴力やセクハラは、身体的な暴力だけでなく、言葉による精神的な暴力等も含め人権侵害です。市民・事業者等に対し、暴力防止・人権侵害防止に向けた意識啓発を図ります。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
配偶者等からの暴力を容認しない風土づくりをめざした啓発事業の実施	実 施	実施	→				

### ◆4-(2)-① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発事業の実施

一人ひとりの生活が多様化する中で、性別や年齢などにかかわらず、個人のライフステージに応じて、学校・職場・家庭・地域等で自分の個性や能力を最大限に発揮できる、生きやすい社会の実現が求められています。

市は、事業者に向けた就労支援、子育て支援、男女平等参画等においてワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。また、庁内関係部署との連携を図りながら関係団体等への情報提供や普及・啓発を図ります。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発事業の実施	実 施	実施	→				

## VI 推進事業

### ◆1-(1)-① 「男女平等参画条例」の普及・啓発に向けた取り組みの推進

だれもが男女の性別に関わりなく個人として尊重され、各人の個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現は、だれもが住みやすい社会づくりにつながる重要課題です。平成18年4月に施行された男女平等参画条例に、多くの市民が関心を持てるよう、普及・啓発を図ります。

### ◆2-(2)-① 女性のためのこころの相談の活用

日常生活で生じるさまざまな心の悩みは、専門家による早期対応により、その深刻化を防ぐことにもつながります。カウンセラーによる相談事業については、男女平等参画相談員制度と合わせて、男女平等参画を推進する上で重要な要素となることから、総合的な相談体制の充実に努めます。

### ◆4-(1)-① 行政委員会・審議会等における男女比率の均衡に向けた取り組みの推進

市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準に基づき、市の市民会議、審議会等の委員の選任にあたっては、男女の構成の均衡を図るよう努めます。

### ◆4-(4)-① 男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進

地域防災計画の策定・改定にあたっては、男女平等参画の視点を導入するなど、女性のニーズ等を踏まえた災害対応に、関連機関等との連携を図りながら取り組みを進めます。

### ◆8-(1)-① 女性センター機能の拡充とさらなる活性化の検討

男女平等参画条例の理念と目的を達成するため、拠点となる女性センター機能の拡充とさらなる活性化について検討します。また、相談機能の拡充及び市民への情報や交流の場の提供などについて検討します。

### ◆8-(2)-② 庁内における推進連絡会議の定期的な開催

男女平等参画条例の理念と目的を理解し、多分野に渡る総合的な取り組みを進めることが、庁内においても不可欠です。庁内における推進連絡会議を開催し、関係部署相互の情報交換及び緊密な連携を図ります。

## Ⅵ 関連個別計画

- 男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022



三鷹市発 女と男の生き方を考える  
情報誌「コーヒー入れて！」



DV相談カード